



鳥取県公報

令和5年3月31日（金）
第 9 4 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効（144）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の利用料金の一部改正（145）（緑豊かな自然課）・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（146・147）（企業支援課）・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（148）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 4
	保安林の指定の解除予定（149）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 5
	県道の区域の決定（150）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 5
	一般国道の区域の変更（151）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	県道の区域の変更（152）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	一般国道の供用の開始（153）（〃）・・・・・・・・・・ 7
	県道の供用の開始（154）（〃）・・・・・・・・・・ 8
	車両制限令による道路等の指定（155）（〃）・・・・・・・・・・ 9
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（156）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 9
	手数料の収納事務の委託（157）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 10
	県税の収納事務の委託（158）（〃）・・・・・・・・・・ 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（衛生環境研究所）・・・・・・・・・・ 10
	一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 13

告 示

鳥取県告示第144号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
4-知(1)-12	para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F	令和5年3月14日	令和5年3月20日
4-知(1)-13	MET	〃	〃
4-知(1)-14	1V-LSD	〃	〃
4-知(1)-15	3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine	〃	〃

鳥取県告示第145号

平成31年鳥取県告示第205号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき令和5年3月14日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																			
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">屋根 のあ る多 目的 広場</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営利を 目的と する場 合</td> <td style="text-align: center;">全面1時間に つき</td> <td style="text-align: center;">18,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南谷多目的広 場</td> <td style="text-align: center;">全面1時間に つき</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>(3) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">屋 根</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">シャワー</td> <td style="text-align: center;">1人1回につ</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	略			屋根 のあ る多 目的 広場	略		営利を 目的と する場 合	全面1時間に つき	18,200円	南谷多目的広 場	全面1時間に つき	800円	区分	単位	金額	略			屋 根	略		シャワー	1人1回につ	50円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">屋根 のあ る多 目的 広場</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営利を 目的と する場 合</td> <td style="text-align: center;">全面1時間に つき</td> <td style="text-align: center;">18,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>(3) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">屋 根</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">シャワー</td> <td style="text-align: center;">1人1回につ</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	略			屋根 のあ る多 目的 広場	略		営利を 目的と する場 合	全面1時間に つき	18,200円	区分	単位	金額	略			屋 根	略		シャワー	1人1回につ	50円
区分	単位	金額																																																		
略																																																				
屋根 のあ る多 目的 広場	略																																																			
	営利を 目的と する場 合	全面1時間に つき	18,200円																																																	
南谷多目的広 場	全面1時間に つき	800円																																																		
区分	単位	金額																																																		
略																																																				
屋 根	略																																																			
	シャワー	1人1回につ	50円																																																	
区分	単位	金額																																																		
略																																																				
屋根 のあ る多 目的 広場	略																																																			
	営利を 目的と する場 合	全面1時間に つき	18,200円																																																	
区分	単位	金額																																																		
略																																																				
屋 根	略																																																			
	シャワー	1人1回につ	50円																																																	

の あ る 多 目 的 広 場	設 備		き		
南 谷 多 目 的 広 場	サ ッ カ ー 器 具	ゴ ー ル (ネ ッ ト 付) 1 対	1 組 1 回 に つ き	500 円	
	略				
2 略					

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県告示第146号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) ハウジングランドいない河原店 鳥取市河原町布袋181
 - (2) ハウジングランドいない羽合店 東伯郡湯梨浜町大字田後455-1
 - (3) ハウジングランドいない東伯店 東伯郡琴浦町大字八橋166-1
 - (4) ハウジングランドいない淀江店 米子市淀江町佐陀710
 - (5) スーパーホームセンターいない米子店 米子市東福原七丁目22-1
 - (6) スーパーホームセンターいない境港店 境港市外江町3084-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 倉吉市河原町1770
- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

変更後 いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎
- 4 変更年月日

令和5年3月1日
- 5 届出年月日

令和5年3月17日
- 6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和5年3月31日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所県民福祉局及び大規模小売店舗の所在地の市町村役場

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第147号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J U米子高島屋 米子市角盤町一丁目30

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2

株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 宇田川 正樹

変更後 代表取締役 森 紳二郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 宇田川 正樹

変更後 代表取締役 森 紳二郎

4 変更年月日

令和5年3月1日

5 届出年月日

令和5年3月20日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和5年3月31日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、国光土地改良区の定款の変更を令和5年3月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第149号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町金持字河原田ノ上エ1624の1、字三ノ渡瀬上り1625の1、字カケ横路1638の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

鳥取県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉由良線	東伯郡北栄町由良宿字中外ケ浜1396-1地先から同町西園字北浜1723-1地先まで	12.0~66.4	476.0
船上山赤碕線	東伯郡琴浦町大字勝田字川尻29-1地先から同町大字出上字左エ門九郎130-1地先まで	13.1~17.5	308.0

鳥取県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
179号	倉吉市円谷町字保木ノ下1-2地先から同地先まで	変更前	27.5~29.4	25.0
		変更後	27.5~35.0	25.0
181号	西伯郡伯耆町白水字松原263-1地先から同字275-1地先まで	変更前	11.4~21.8	105.0
		変更後	12.7~39.5	105.0
373号	八頭郡智頭町大字大内字中河原726-2地先から同町大字郷原字上ミ皆地154-12地先まで	変更前	6.9~11.8	107.0
		変更後	7.9~13.9	107.0
482号	八頭郡八頭町福井字老本木308-5地先から同字308-1地先まで	変更前	8.5~11.3	51.0
		変更後	11.3~11.7	51.0

鳥取県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八 東線	八頭郡八頭町島字下モ山420-7地先から同地先 まで	変更前	24.4~39.2	62.0
		変更後	24.4~48.8	62.0
鳥取鹿野倉 吉線	東伯郡三朝町大字三徳字朽木板121-4地先から 同地先まで	変更前	13.6~19.3	20.0
		変更後	13.6~22.8	20.0
倉吉青谷線	東伯郡湯梨浜町大字佐美字二ノ知坂117-3地先 から同字118-1地先まで	変更前	46.9~66.2	33.0
		変更後	46.9~66.8	33.0
	東伯郡湯梨浜町大字方地字世笹ケハナ265-1地 先から同大字字曲り田770-2地先まで	変更前	6.2~31.1	690.0
		変更後	11.9~31.1	690.0
三朝中線	東伯郡三朝町大字中津字市ノカヤ820-1地先か ら同地先まで	変更前	5.4~14.8	33.0
		変更後	13.8~23.8	33.0
	東伯郡三朝町大字中津字市ノカヤ817-2地先か ら同大字字京野244-1地先まで	変更前	8.2~13.6	13.0
		変更後	8.2~15.1	13.0
倉吉赤碓中 山線	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山次一東平1145-14地 先から同地先まで	変更前	12.2~15.2	11.0
		変更後	13.8~16.7	11.0
岩美八東線	八頭郡八頭町姫路字川下モ一714-26地先から同 地先まで	変更前	13.9~24.5	7.0
		変更後	13.9~42.1	7.0
	八頭郡八頭町中宇塔前295-2地先から同町中宇 門口342-1地先まで	変更前	6.6~19.2	233.0
		変更後	6.6~19.2	234.0
智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬字長渡瀬ノ山3283-1地先 から同字3283-3地先まで	変更前	8.0~10.0	43.0
		変更後	9.3~16.6	43.0
阿毘縁菅沢 線	日野郡日南町折渡字中鈺山258-16地先から同町 折渡字鍛冶屋敷260-1地先まで	変更前	9.1~20.7	39.0
		変更後	9.1~25.5	39.0
鳥取河原用 瀬線	鳥取市嶋字宮ノ元116-4地先から同市野坂字下 河原153-1地先まで	変更前	7.6~26.9	1,490.0
		変更後	11.5~26.9	1,485.0
米子丸山線	米子市熊党字西南410地先から同市熊党字東南23 -1地先まで	変更前	6.9~11.3	57.0
		変更後	9.8~11.3	57.0
	米子市浦津字大石橋北380-1地先から同字387- 1地先まで	変更前	9.3~10.0	81.0
		変更後	9.3~10.5	81.0
福頼市山伯 耆大山停車 場線	西伯郡伯耆町大殿字岡崎638地先から同町大殿字 北シヤリカキ694-1地先まで	変更前	10.9~15.6	18.0
		変更後	12.7~17.5	18.0
鳥取砂丘線	鳥取市浜坂二丁目1358-117地先から同市浜坂二 丁目837-1地先まで	変更前	8.1~42.6	280.0
		変更後	11.2~42.6	280.0
長和田羽合	東伯郡湯梨浜町大字長江字江尻470-13地先から	変更前	7.6~9.3	6.0

線	同字470-15地先まで	変更後	9.2~9.3	6.0
東福原樋口線	米子市東福原六丁目651-2地先から同市西福原六丁目1011-4地先まで	変更前	7.6~14.6	510.0
		変更後	9.4~22.9	510.0
東郷羽合線	東伯郡湯梨浜町大字宮内字弁才981-3地先から同字996-1地先まで	変更前	17.8~19.8	69.0
		変更後	17.8~59.4	69.0
	東伯郡湯梨浜町大字藤津字竜王前640-1地先から同字604-2地先まで	変更前	6.5~7.5	100.0
		変更後	8.6~12.2	100.0
境車尾線	米子市観音寺新町五丁目131地先から同市車尾南二丁目59地先まで	変更前	6.0~23.3	342.0
		変更後	12.9~25.7	342.0
	米子市車尾南二丁目59地先から同市車尾六丁目183-1地先まで	変更前	6.0~21.9	365.0
		変更後	12.4~30.6	365.0
三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字東小鹿字松渡1482-1地先から同町大字西小鹿字下酢屋1839-1地先まで	変更前	4.8~31.3	140.0
		変更後	8.2~69.4	157.0
	東伯郡三朝町大字大瀬字栗谷4-4地先から同地先まで	変更前	14.5~16.6	25.0
		変更後	16.7~19.3	25.0
	東伯郡三朝町大字大瀬栗谷4-146地先から同地先まで	変更前	9.5~10.6	32.0
		変更後	14.4~15.0	32.0
船上山赤碕線	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎126-9地先から同町大字赤碕字玄小原874-1地先まで	変更前	8.6~32.4	116.0
		変更後	8.6~43.5	116.0
鳥取郡家線	八頭郡八頭町池田字瀧ノ奥東平639-21地先から同字639-20地先まで	変更前	28.9~50.5	51.0
		変更後	28.9~50.5	51.0
	八頭郡八頭町池田字真無シ谷西平585-1地先から同地先まで	変更前	14.9~18.0	16.0
		変更後	14.9~18.6	16.0
上大立大栄線	倉吉市岡字大力255-2地先から同市岡字七反長169地先まで	変更前	8.7~16.8	303.0
		変更後	10.8~20.4	303.0
米子環状線	米子市陰田町741-7地先から同市陰田町317-1地先まで	変更前	6.0~15.0	342.0
		変更後	6.8~15.2	342.0
下見関金線	東伯郡琴浦町大字古長字深谷東平405-3地先から同地先まで	変更前	9.3~9.4	8.0
		変更後	11.5~12.0	8.0
	倉吉市俣谷字ヒジリ谷397-1地先から同地先まで	変更前	13.4~17.3	15.0
		変更後	13.4~19.1	15.0

鳥取県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
179号	倉吉市円谷町字保木ノ下1-2地先から同地先まで	令和5年3月31日
181号	西伯郡伯耆町白字松原263-1地先から同字275-1地先まで	〃
373号	八頭郡智頭町大字大内字中河原726-2地先から同町大字郷原字上ミ皆地154-12地先まで	〃

482号	八頭郡八頭町福井字壺本木308-5地先から同字308-1地先まで	〃
------	----------------------------------	---

鳥取県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡八頭町島字下モ山420-7地先から同地先まで	令和5年3月31日
鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字三徳字朽木板121-4地先から同地先まで	〃
倉吉青谷線	東伯郡湯梨浜町大字方地字世笹ケハナ265-1地先から同大字字 曲り田770-2地先まで	〃
	東伯郡湯梨浜町大字佐美字二ノ知坂117-3地先から同字118- 1地先まで	〃
三朝中線	東伯郡三朝町大字中津字市ノカヤ820-1地先から同地先まで	〃
	東伯郡三朝町大字中津字市ノカヤ817-2地先から同大字字京野 244-1地先まで	〃
倉吉赤碕中山線	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山次一東平1145-14地先から同地先 まで	〃
岩美八東線	八頭郡八頭町姫路字川下モ一714-26地先から同地先まで	〃
	八頭郡八頭町中宇塔前295-2地先から同町中宇門口342-1地 先まで	〃
智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬字長渡瀬ノ山3283-1地先から同字3283 -3地先まで	〃
阿毘縁菅沢線	日野郡日南町折渡字中鈿山258-16地先から同町折渡字鍛冶屋敷 260-1地先まで	〃
鳥取河原用瀬線	鳥取市嶋字宮ノ元116-4地先から同市野坂字下河原153-1地先 まで	〃
米子丸山線	米子市熊堂字西南410地先から同市熊堂字東南23-1地先まで	〃
	米子市浦津字大石橋北380-1地先から同字387-1地先まで	〃
福頼市山伯耆大 山停車場線	西伯郡伯耆町大殿字岡崎638地先から同町大殿字北シヤリカキ694 -1地先まで	〃
宝木停車場上光 線	鳥取市気高町常松字西字能724地先から同町常松字赤土ヶ鼻717 地先まで	〃
鳥取砂丘線	鳥取市浜坂二丁目1358-117地先から同市浜坂二丁目837-1地 先まで	〃
長和田羽合線	東伯郡湯梨浜町大字長江字江尻470-13地先から同字470-15地 先まで	〃
東郷羽合線	東伯郡湯梨浜町大字宮内字弁才981-3地先から同字996-1地 先まで	〃
	東伯郡湯梨浜町大字藤津字竜王前640-1地先から同字604-2 地先まで	〃

境車尾線	米子市観音寺新町五丁目131地先から同市車尾南二丁目59地先まで	〃
三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字東小鹿字松渡1482-1地先から同町大字西小鹿字下酢屋1839-1地先まで	〃
	東伯郡三朝町大字大瀬字栗谷4-4地先から同地先まで	〃
	東伯郡三朝町大字大瀬栗谷4-146地先から同地先まで	〃
船上山赤碓線	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎126-9地先から同町大字赤碓字玄小原874-1地先まで	〃
鳥取郡家線	八頭郡八頭町池田字瀧ノ奥東平639-21地先から同字639-20地先まで	〃
	八頭郡八頭町池田字真無シ谷西平585-1地先から同地先まで	〃
上大立大栄線	倉吉市岡字大力255-2地先から同市岡字七反長169地先まで	〃
米子環状線	米子市陰田町741-7地先から同市陰田町317-1地先まで	〃
下見関金線	東伯郡琴浦町大字古長字深谷東平405-3地先から同地先まで	〃
	倉吉市倅谷字ヒジリ谷397-1地先から同地先まで	〃

鳥取県告示第155号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
国道	313号	倉吉市関金町山口字浅井奥1142地先から同町関金宿字中道端904-3地先まで	令和5年4月1日

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に

に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町3576-1	つつじ作業所	倉吉市みどり町3576-1	就労継続支援B型	令和5年3月31日

鳥取県告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社戸信
倉吉食品衛生協会
米子食品衛生協会

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鳥取県告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社戸信
倉吉食品衛生協会
米子食品衛生協会

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

誘導結合プラズマ質量分析装置の借入及び保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和5年10月1日から令和15年9月30日まで

(4) 納入期限

令和5年9月29日

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書には、借入期間の総使用賃借料等（保守に係る費用を含む。消費税及び地方消費税の額を含めた金額）を記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。また、各年度の支払金額が分かるよう、年度ごとの支払金額を併記すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年4月5日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守業務を借入期間内に確実に履行できる者であること。

(6) 鳥取県と協力・連携体制及び個人情報保護のための体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部衛生環境研究所

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷526-1

鳥取県生活環境部衛生環境研究所水環境対策チーム

（令和5年4月1日以降は、鳥取県生活環境部衛生環境研究所水環境室）

電話 0858-35-5417

電子メール eiseikenkyu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和5年3月31日（金）から同年4月21日（金）までの間にインターネットの鳥取県生活環境部環境衛生研究所ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/eiken/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年3月31日（金）から同年4月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。以下「書留郵便に準ずる信書便」という。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（火）午後5時まで（必着）とする。）

イ 場所

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷526-1

鳥取県生活環境部衛生環境研究所テレメータ室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「第1回目」、「第2回目」又は「第3回目」の入札書を別々の封筒に入れて封かんした上、それぞれの封筒の表面に名及び回数を明記し提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5年4月21日（金）正午までに持参又は郵便等により提出（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

ただし、郵便等による場合は、書留郵便又は書留郵便に準ずる信書便によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometry System, 1 set

(2) April 21, 2023 noon: Time—limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 17, 2023 2:00 PM: Time—limit for submission of tenders

(May 16, 2023 5:00 PM: Time—limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Laboratory of Water Environment Management, Tottori Prefectural Institute of Public Health and Environmental Science 526—1 Minamidani, Yurihama—cho, Tottori 682—0704 Japan TEL : 0858—35—5417

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立米子南高等学校特別教室棟情報処理システム 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

イ 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

(4) 納入期限

令和5年8月31日（木）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

本件入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、年度別の内訳金額を記載するとともに、課税業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年4月6日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和5年3月31日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子南高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0033 米子市長砂町216

鳥取県立米子南高等学校

電話 0859-33-1641

電子メール yonagom-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和5年3月31日（金）から同年4月17日（月）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/yonagom-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年3月31日（金）から同年4月17日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、令和5年4月17日（月）は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日(月)午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月12日(金)午後4時45分までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年4月17日(月)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set
- (2) April 17, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 15, 2023 11:00 AM: Time-limit for submission of tenders
(May 12, 2023 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Minami High School 216 Nagasuna-cho, Yonago-shi, Tottori 683-0033 Japan TEL : 0859-33-1641